

施術所等向け総合ポータルサイト利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 施術所等向け総合ポータルサイト利用規約(以下「本規約」という。)は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)・公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関(以下「実施機関」という。)において維持・運営する、施術所等向け総合ポータルサイト(以下「本ポータルサイト」という。)に係る利用条件を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

一 施術所等 「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」等の規定により受領委任の取扱いを地方厚生局又は地方厚生支局へ申請し承諾された施術所

二 健診実施機関等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)等の規定により特定健康診査又は特定保健指導を行う施設(保険医療機関(歯科)、保険薬局、保険医療機関以外の施設、保険者)

三 助産所 医療法(昭和23年法律第205号)等の規定により、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務を行う場所を指し、「出産育児一時金等の直接支払制度における助産所情報の取扱い等について」(平成29年3月10日付け事務連絡)に基づき支払基金宛てに届出を行い、直接支払制度を利用する施設

四 サービス利用者 本サービスの提供を受ける施術所、健診実施機関等及び助産所

五 本ポータルサイト用アカウント 本ポータルサイトの利用にあたって施術所等、健診実施機関等又は助産所が発行するアカウント

(本規約の適用)

第3条 本規約は、実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。

2 本規約の実施のために制定される細則その他付随して作成された本ポータルサイト利用上の条件は、本規約の一部を構成するものとして実施機関及び全てのサービス利用者に適用されるものとします。

(通知・情報提供)

第4条 本ポータルサイトに関する通知その他本規約に定める実施機関からサービス利用者に対する情報提供・通知等は、本ポータルサイトを介して行う方法その他実施機関の定める方法によって行うものとします。

2 前項に定める方法によって行われる情報提供・通知等は、実施機関からの発信をもってその効力が生ずるものとします。

(本規約の改正)

第5条 実施機関は、必要があると認める場合は、本規約を改正することがあります。この場合、実施機関は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を改正する旨、改正の内容及びその効力発生時期を、本ポータルサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとします。

2 前項による改正後に、サービス利用者が本ポータルサイトの利用を継続した場合は、当該サービス利用者は改正後の本規約に同意したものとみなします。

(知的財産権)

第6条 実施機関がサービス利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約及び本ポータルサイトに係る一切の文書を含む。)に関する著作権、著作者人格権、特許権及び商標権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、実施機関に帰属するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第7条 本規約に関する事項については、日本国法が適用されるものとします。

2 本ポータルサイトの利用又は本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第8条 本規約の解釈について実施機関とサービス利用者との間に異議、疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が生じた場合には、両者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第2章 本規約の同意等

(本規約への同意)

第9条 本ポータルサイトの利用を希望する施術所、健診実施機関等又は助産所は、本規約の内容に同意の上、利用するものとし、本ポータルサイト用アカウントの登録を行った時点で、本規約の内容に同意したものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、実施機関は当該本ポータルサイト用アカウントの登録を承諾しない、又は承諾を留保することができるものとします。なお、実施機関が登録を承諾しない、又は承諾を留保する場合、実施機関はその旨を申請者に通知するものとします。

一 申請者が実在しない場合

二 実施機関所定の申請フォームに虚偽の記載又は記入漏れがある場合

三 申請者又はその代表者若しくは役員等において、反社会的勢力(暴力団、暴力団員等をいう。)に該当する、又はそのおそれがある場合

四 前各号に掲げるほか、実施機関が不相当と判断する相当の理由がある場合

(本規約等の遵守)

第10条 サービス利用者は、本ポータルサイトの利用にあたって本規約を遵守するものとします。

第3章 サービス

(利用時間・日程)

第11条 本ポータルサイトの利用可能時間及び利用可能日程は、土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を含む24時間365日とします。

2 実施機関が設置、運用するヘルプデスクにおけるオペレーターによる電話受付可能時間は、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き、平日は8:00～18:00、土曜日は8:00～16:00とします。

(本ポータルサイトの休止等)

第12条 実施機関は、本ポータルサイトの維持、補修等の必要がある場合、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延が生じた場合、その他理由の如何を問わず、その裁量により、サービス利用者への予告を行うことなく、本ポータルサイトの運用の停止、休止若しくは中断又は本ポータルサイトの利用制限を行うことがあります。

(本ポータルサイトの変更)

第13条 実施機関は、本ポータルサイトの機能追加及び改善等を目的として、その裁量により本ポータルサイトの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、追加・変更前の本ポータルサイト全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

(委託)

第14条 実施機関は、本ポータルサイトの提供に関する業務の全部又は一部をサービス利用者の承諾なしに、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、実施機関は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

2 サービス利用者は、本ポータルサイトの利用に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるものとします。ただし、その場合、サービス利用者は責任をもって当該委託先を管理するものとし、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

第4章 本ポータルサイト利用者の義務等

(本ポータルサイト利用のためのユーザーID・パスワード)

第15条 サービス利用者は、本ポータルサイトを利用するにあたっては、氏名及びユーザー認証のためのメールアドレス(ユーザーID)、パスワード等の情報を入力し、本ポータルサイト用アカウントを取得する必要があります。

(本ポータルサイト利用のための設備設定)

第16条 サービス利用者は、本ポータルサイトの利用上、支障がないように環境を整備した上で、適切に本ポータルサイトを利用するものとします。

2 サービス利用者は、パスワードについて、第三者による盗取を防止するために、適切な対策を講ずるものとします。

(サービス利用者の責任)

第17条 サービス利用者は、本ポータルサイトの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

2 サービス利用者は、本ポータルサイトの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で実施機関に損害を与えた場合、当該損害の賠償を行うものとします。

(アカウント管理)

第18条 サービス利用者は、自らの管理責任により、本ポータルサイト用アカウントを不正使用されないよう管理するものとします。

(アカウントの削除)

第19条 サービス利用者は、本ポータルサイト用アカウントを削除したい場合、ポータルサイトの管理者へ依頼することで削除することができます。

2 サービス利用者本人のアカウントを削除した結果として、サービス利用者本人又は第三者に損害が生じた場合、実施機関の故意又は重過失によるものである場合を除き、実施機関は責任を負わないものとします。

(バックアップ)

第20条 サービス利用者は、本ポータルサイトにおいて提供、伝送するデータ等について、必要なデータを自己の責任の下で保全するものとします。

(禁止事項)

第21条 サービス利用者は、本ポータルサイトを利用するにあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本ポータルサイトの利用目的(利用申請業務、お知らせと各種資料の取得又は問い合わせ)以外の用途で本ポータルサイトを使用する行為
- 二 本ポータルサイト上で管理されているデータを改ざんする行為又はそのおそれがある行為
- 三 本ポータルサイト用アカウントを第三者に使用させること、並びに第三者への貸与、譲渡、売買又は担保の目的に供する行為

四 本規約上の地位を第三者に承継させ又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供する行為

五 他のサービス利用者が有する本ポータルサイト用アカウントを使用する又はその入手を試みる行為

六 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為

七 公序良俗に反する行為

八 本ポータルサイトに対する不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為

九 本ポータルサイトの管理及び運営を妨害する行為又はそのおそれがある行為

十 本ポータルサイトに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為

十一 本ポータルサイトを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為

十二 前各号に掲げる行為以外に、他のサービス利用者の本ポータルサイトの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為

2 実施機関は、本ポータルサイトの利用に関して、サービス利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本ポータルサイトの全部又は一部の提供を一時停止し、前項各号に該当する行為に関連する情報を削除し、又は本ポータルサイト用アカウントの登録の取消しをすることができるものとします。

なお、サービス利用者の利用するシステム又は端末機器が、ウイルス感染又は不正侵入を受けた場合(疑いを含む。)についても同様とします。

ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(本規約に違反した場合の措置)

第22条 前条第1項に違反し、本ポータルサイトの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告

するものとします。また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。

2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用にあたっての対策等を内容に含む改善書を提出するよう求めることができます。また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。

3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。

一 当該サービス利用者に対する本ポータルサイトの提供を一時的に停止すること

二 当該サービス利用者に対する本ポータルサイトの提供を停止すること

4 実施機関は、本ポータルサイトの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

第5章 実施機関の義務等

(善管注意義務)

第23条 実施機関は、善良なる管理者の注意をもって、本ポータルサイトを正常に提供するものとします。

2 実施機関は、サービス利用者が本ポータルサイトを享受する上で十分なサービスレベルを満たすよう、本ポータルサイトの提供にあたり合理的な努力をするものとします。

3 実施機関は、本ポータルサイトに重大な瑕疵が認められた場合、合理的な範囲内において、本ポータルサイトの修正又は契約不適合の除去等を行うように努力をするものとします。

(個人情報の管理)

第24条 個人情報及びサービス利用者情報については、別途定める「プライバシーポリシー」に則り、適切に取り扱うものとします。

2 実施機関は、本ポータルサイトの提供のために必要がなくなった個人情報に関して、一切の複製を残すことなく、実施機関の責任の下で速やかに破棄するものとします。

(サービス利用者が登録したデータの管理)

第25条 実施機関は、サービス利用者が登録したデータに関し、善良な管理者による注意をもって管理するものとします。

2 実施機関は、裁判所その他法的な権限のある官公庁の命令等により本ポータルサイトに関する情報の開示又は提出を求められた場合、当該命令等に従い情報の開示又は提出をすることができるものとし、サービス利用者は、当該開示及び提出に対して異議を述べないものとします。

(運用・保守の責任)

第26条 実施機関は、本ポータルサイトの運用・保守に関して、責任を負うものとします。

第6章 免責等

(免責)

第27条 実施機関は、天災地変その他の不可抗力によって本ポータルサイト提供の履行が妨げられた場合、当該不可抗力によってサービス利用者が生じた損害について、責任を負わないものとします。また実施機関は、自己の責めに帰すべき事由により、本ポータルサイトに関してサービス利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由について実施機関に重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負いません。

2 前項の責任を負う場合であっても、実施機関の賠償責任の範囲は、現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとします。サービス利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊により生じた損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、実施機関は賠償責任を負いません。また、サービス利用者が、本ポータルサイトの利用によって得

られた情報を不正に第三者提供した場合、その他本ポータルサイトを不適切利用したことによって第三者に損害が生じたとしても、実施機関は賠償責任を負わないものとします。

(証跡ログの作成等及び統計調査・解析結果等の公表)

第28条 実施機関は、医療保険制度の推進に資する統計調査・解析等のため、システム利用に関する証跡ログを作成等できるものとし、サービス利用者は、これに同意するものとします。

2 実施機関は、前項に規定する証跡ログの作成等に関して、法令に基づく必要な対応を行わないことによる重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

3 実施機関は、第1項に掲げる統計調査・解析等を行った場合、当該統計調査・解析の結果について、公表することがあります。

附則

1 本規約は、令和5年11月1日から施行します。

2 令和6年3月までの間においては、第1条中「社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人国民健康保険中央会により共同で組織される医療保険情報提供等実施機関(以下「実施機関」という。）」とあるのは「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」、第2条以降「実施機関」とあるのは「支払基金」と読み替えるものとします。

附則 (一部定訂)

1 本規約は、令和6年1月31日から施行します。

附則 (令和6年3月25日 一部改訂)

1 本規約は、令和6年4月1日から施行します。